申請をお忘れなく

児童手当～現況届の提出を～

問い合わせ　こども支援課　229-3155　FAX229-3451　各総合支所市民福祉課（福祉課）

支給内容

対　象　中学３年生まで(15歳になった日以降の最初の３月31日まで)の児童を養育している人

支給額（児童１人当たりの月額）

対象となる児童		児童手当（所得制限限度額未満の人）	特例給付（所得制限限度額以上の人）
３歳未満		１万5,000円	5,000円
３歳以上小学校修了前	第１子・２子	１万円	
	第３子以降	１万5,000円	
中学生		１万円	

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得額	収入額の目安
０人	622万円	833万3,000円
１人	660万円	875万6,000円
２人	698万円	917万8,000円
３人	736万円	960万円
４人以上	１人につき38万円を加算した額	――――

※所得には老人扶養や医療費控除など一定の控除があります。

支給時期　原則として、６月、10月、翌年２月にそれぞれの前月分までを支給

６月中に必ず現況届の提出を

児童手当の受給対象者には、６月上旬に「現況届」を送付します。現況届は毎年６月１日の状況を届け出ることで、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを確認するためのものです。提出がなければ６月分以降の児童手当が受けられなくなりますので、必ず期限までに提出してください。

提出書類　津市から送付する「現況届」に、次の必要書類を添付して提出してください。

- 請求者の健康保険被保険者証の写し、または、年金加入証明書(国民年金に加入している人は不要)
- その他、必要に応じて書類を提出

※所得課税証明書および住民票の写しは、マイナンバー制度の情報連携により、原則不要です。

提出期限　６月28日(金)

変更があったときは届け出を

次のような場合は、必ず届け出をしてください。

- 他の市区町村に住所が変わるとき
- 子どもが生まれた場合など、児童の数に変更が生じたとき
- 児童を養育しなくなったとき
- 婚姻などで生計の中心者が変わったとき
- 公務員になったとき
- 単身赴任などで児童と別居することになったとき
- 受給者が死亡したとき

出生、転入などにより新たに受給資格が生じた場合

児童手当を受給するには、こども支援課または各総合支所市民福祉課(福祉課)、各出張所(アストプラザオフィスを除く)に事由の発生した日の同月内または15日以内に申請が必要です。公務員は勤務先で手続きをしてください。ただし、独立行政法人などに勤務している人は津市に申請が必要です。

申請が遅れた場合、さかのぼって手当を受けることはできませんのでご注意ください。

必要な書類

- 請求者の健康保険被保険者証の写し、または、年金加入証明書(国民年金に加入している人は不要)
- 請求者名義の金融機関口座が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- その他、必要に応じて書類を提出(児童と別居している場合など)